

統計法の概要 (統計局ホームページより抜粋)

従来の統計法を全部改正 (統計報告調整法を廃止) して、統計調査によって作成される統計のみならず、公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改題

1. 目的 (第1条)
公的統計が国民にとつて合理的な意思決定を行うための基礎となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備 (第2条～第31条)
・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置づけ
・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化 (おおむね5年ごとに変更)
・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことにより、品質確保や重複を正す等のとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査 (基幹統計調査) における適正な報告を担保

・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとする
・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性及び効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第32条～第43条)
・ 委託に応じた集計による統計の提供や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報 (匿名データ) の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応 (提供の対価として手数料を徴収)
・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第44条～第51条)
・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

5. 罰則等
○ 権則 (第52条～第56条)
・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
・ 法の施行状況を統計委員会に報告することも公表

○ 罰則 (第57条～第62条)
・ 秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査のすべてに拡大。また、統計調査事務の受託者に対する罰則規定を明確化

○ 施行 (附則第1条)
・ 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
・ ただし、基本計画や統計委員会に関する規定等については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

目的	「公的統計」の作成および提供に関し基本となる事項を定めることにより、国民経済の健全な発展および国民生活の向上に寄与することが目的
基幹統計	行政機関が作成する統計で、全国的な政策を企画立案を行ううえで重要な統計、民間における意思決定または研究活動のために広く利用される統計などに該当するなかから総務大臣が指定するもの 現在66の統計が指定されている 国勢統計 総務大臣は、5年ごとに、おおむね5年ごとに、国勢調査 (国勢調査) を行い、国勢統計を作成しなければならない 国民経済計算 内閣総理大臣は、毎年少なくとも1回、国民経済計算を作成しなければならない その他 労働力調査、家計調査、人口動態調査、毎月労働統計調査、医療施設統計、患者調査、国民生活基礎統計、生命表 など
情報提供	統計の研究や教育など公益に資するために使用される場合に限り、二次的に利用をすることが可能 調査票情報 行政機関との共同研究など高度な公益性を有する研究などに限り、提供することができる 匿名データ 学術研究目的、大学などの高等教育目的または国際社会におけるわが国の利益の増進、国際経済社会の健全な発展などのために限り、提供することができる
統計委員会	内閣府に、委員13人以上で組織される統計委員会を置く 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う

表1 基幹統計一覧 (2011年9月現在)

内閣府(1)	文部科学省(4)	経済産業省(1)	名称
国民経済計算	学校基本調査	工業統計調査	工業統計調査
総務省(4)	学校保健統計	経済産業省生産動態統計	経済産業省生産動態統計
国勢統計	学校教員統計	商業統計	商業統計
住宅・土地統計	社会教育調査	埋蔵鉱量統計	埋蔵鉱量統計
労働力調査	厚生労働省(8)	ガス事業生産動態統計	ガス事業生産動態統計
家計調査	人口動態調査	石油製品需給動態統計	石油製品需給動態統計
個人企業経済調査	毎月労働統計調査	商業動態統計調査	商業動態統計調査
科学技術研究調査	乗車工業生産動態統計調査	特定サービス産業実態統計	特定サービス産業実態統計
地方公務員給与実態調査	医療施設統計	経済産業省特定種石油消費統計	経済産業省特定種石油消費統計
就業構造基本調査	患者調査	経済産業省企業活動基本統計	経済産業省企業活動基本統計
全国消費実態統計	賃金構造基本統計	鉱工業指数	鉱工業指数
全国物価統計	国民生活基礎統計	国土交通省(9)	国土交通省(9)
社会生活基本統計	生命表	港湾統計	港湾統計
経済構造統計	農林水産省(7)	造船運搬統計	造船運搬統計
産業連関表	農林業構造統計	建築者工統計	建築者工統計
財務省(1)	牛乳乳製品統計	鉄道車両等生産動態統計調査	鉄道車両等生産動態統計調査
法人企業統計	作物統計	建設工事統計	建設工事統計
内閣府(1)	海産物生産統計	船員労働統計	船員労働統計
民間給与実態統計	漁業センサス	自動車輸送統計	自動車輸送統計
	木材統計	内航船舶輸送統計	内航船舶輸送統計
	農業経営統計	法人土地基本統計	法人土地基本統計
		(合計56)	(合計56)

資料：総務省統計局・政策経営室 (統計基準担当)・統計研修所 基幹統計一覧より作成